

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.7ha			
配置及び規模 の 公共施設の	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		区画道路	特別区道 第 816 号線	幅員 5.5m〔11.0m〕、延長 約 100m	既設
			特別区道 第 817 号線	幅員 5.5m〔11.0m〕、延長 約 70m	既設
	公園及び緑地	公園	公園	面積 約 200 m ²	新設
建築物の整備	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備 考
	約 4,700 m ²	約 80,000 m ² 〔約 53,000 m ² 〕	住宅、事務所、公益施設、 店舗、変電所	高層部：190m 中層部：50m 低層部：30m	建築物の高さは T.P. 3.0m からによる
の整備 の 建築敷地	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 5,900 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ゆとりある良好な歩行者空間を確保するため、壁面の位置を後退し、歩道状空地を整備する。 駅前拠点と周辺地域をつなぐ広場を整備し、にぎわいと憩いの場の創出を図る。 			
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考	
		約 400 戸	約 41,000 m ²	駐車場及び駐輪場を除き、住宅共用部分を含む。	
参 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

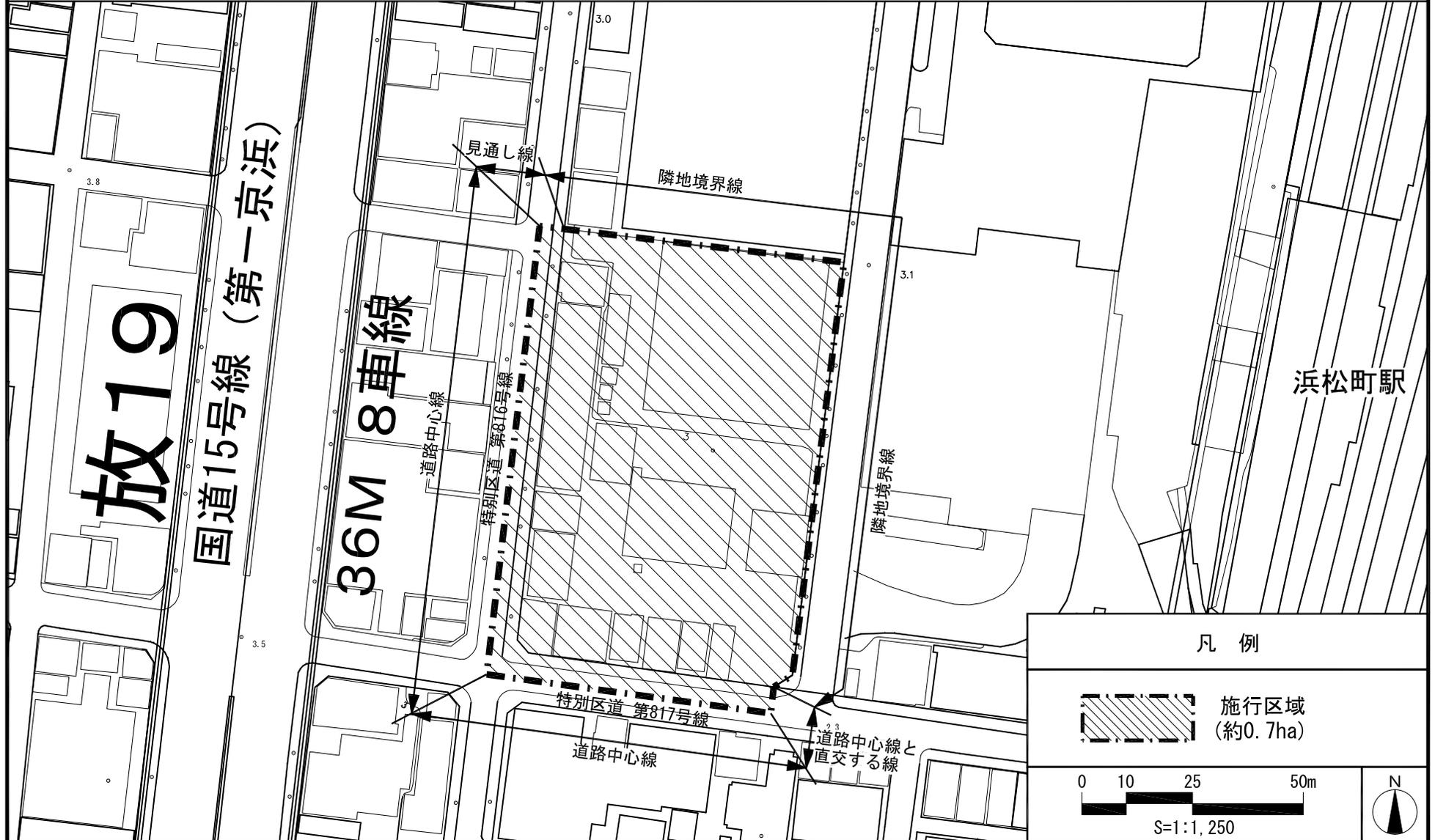
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図1 (施行区域図)

[港区決定]



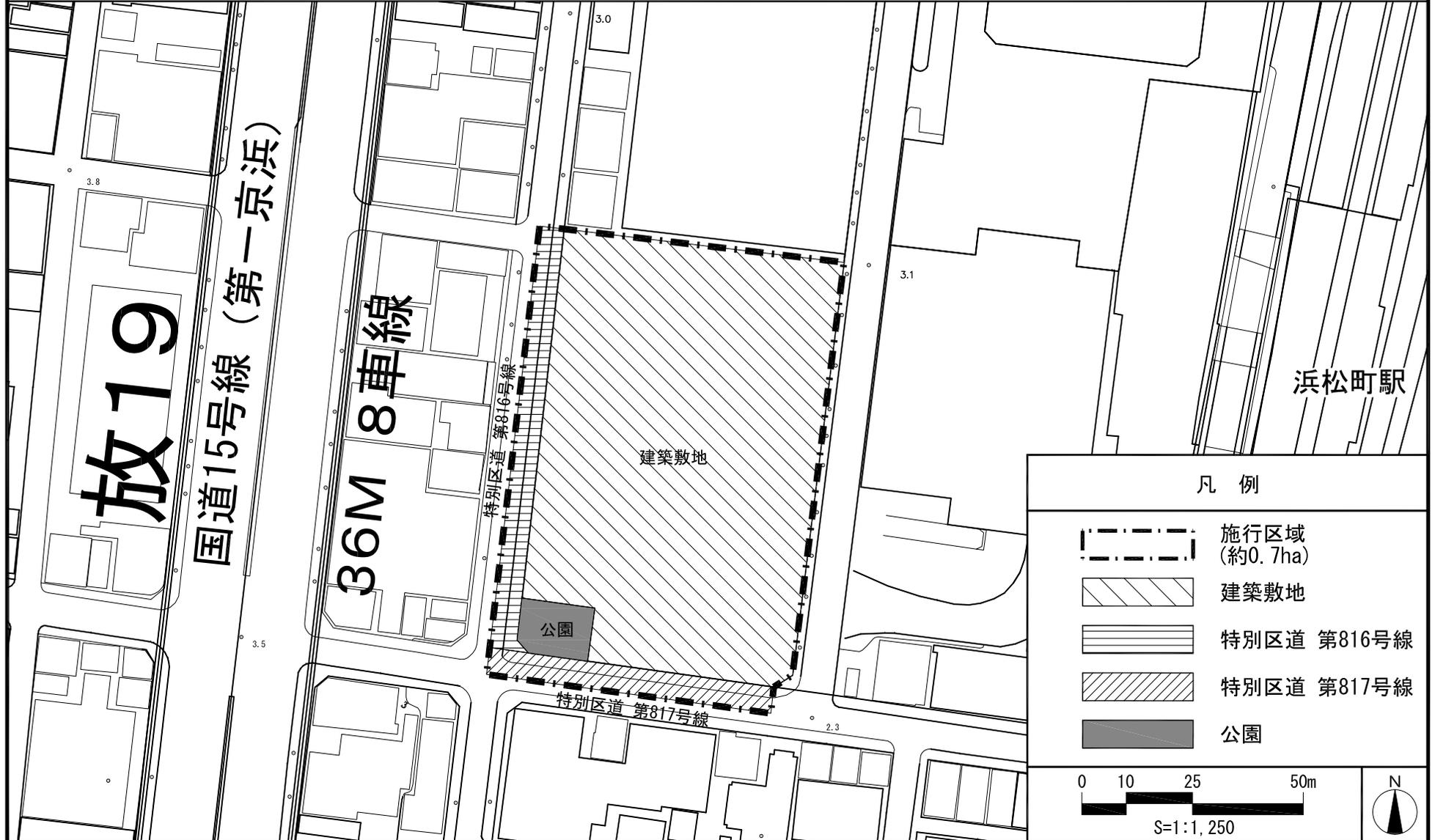
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第47号・MMT利許第27039号-77） 無断複製を禁ずる。
（承認番号）28都市基街都第109号、平成28年7月11日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図2 (公共施設の配置図)

[港区決定]



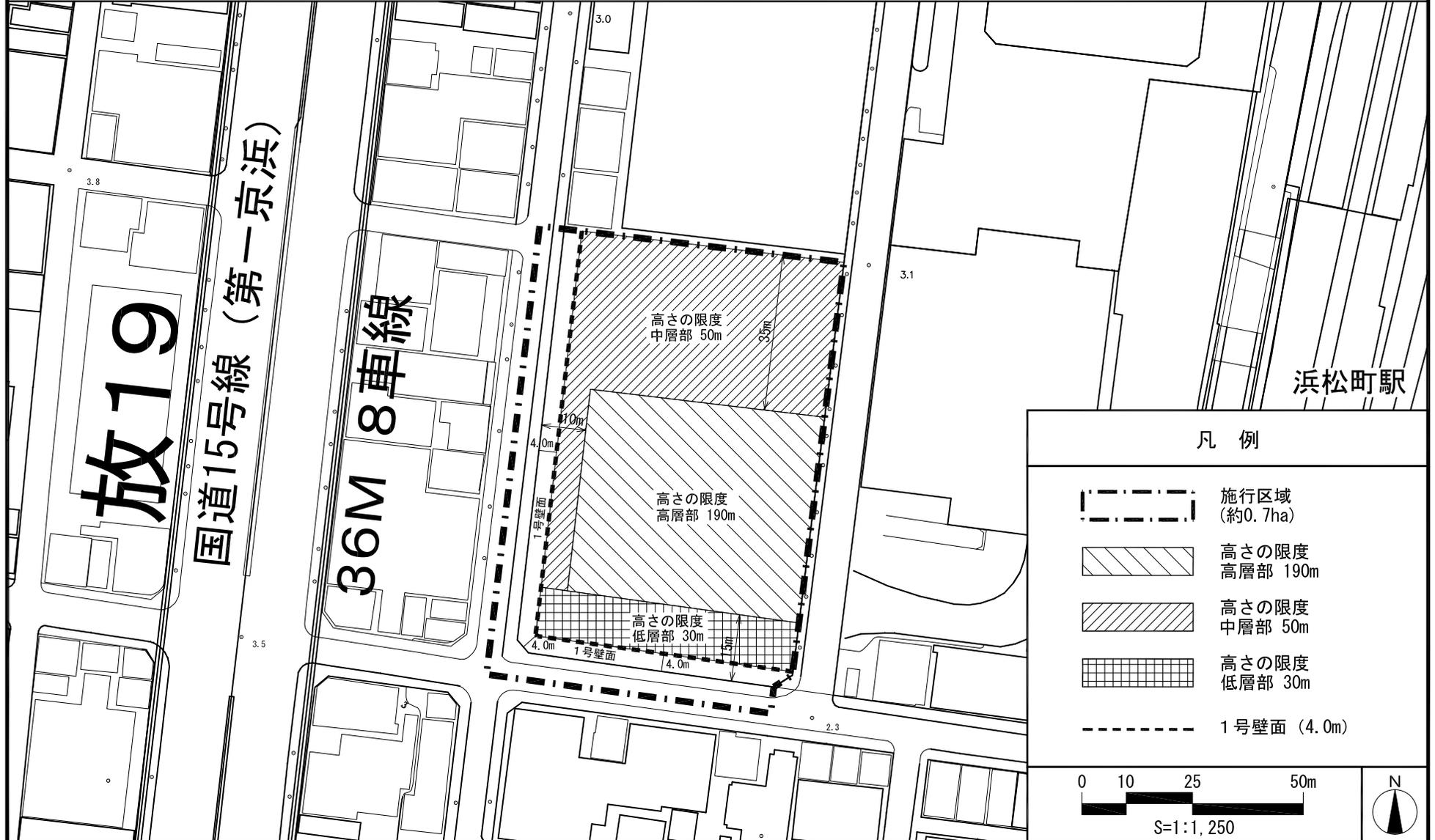
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第47号・MMT利許第27039号-77) 無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街都第109号、平成28年7月11日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図3 (建築物の高さの限度図)

[港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第47号・MMT利許第27039号-77) 無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街都第109号、平成28年7月11日